

特定施設入居者生活介護(混合型)設置事前相談書の受付方法等について

1 受付方法等

(1) 受付期間

ア 電話予約・事前相談

令和6年7月5日(金)まで

※必ず事前相談を受けてください。

事前相談は予約制としています。必要書類が整っていることを確認した上で、相談日時を電話で予約してください。

高齢者福祉課 施設整備担当(電話048-830-3260)

イ 事前相談書の提出期間

令和6年7月8日(月)～令和6年7月19日(金)

※事前相談後の書類は、電子データ(紙でも可)で提出してください。

提出先: a3240-27@pref.saitama.lg.jp

ウ 選定結果の公表

令和6年9月(予定)

(2) 受付圏域

県高齢者支援計画の老人福祉圏域単位で受付します。

※ただし、次の圏域に該当する市については、法令又は条例により権限が市へ移譲されているため、県では受付を行いません。募集の実施等について、詳細は各市に御確認ください。

①南部圏域: 川口市(介護保険課 電話 048-259-7293)

②南西部圏域: 和光市(長寿あんしん課 電話 048-424-9138)

③東部圏域: 越谷市(介護保険課 電話 048-963-9305)

④さいたま圏域: さいたま市(介護保険課 電話 048-829-1265)

⑤川越比企圏域: 川越市(介護保険課 電話 049-224-6404)

(3) 事前相談書類

次の書類をフラットファイルに綴り、インデックスを付け提出してください。

ア 令和6年度設置事前相談書及び事前相談書に記載された添付資料

※指定様式・記載例を確認してください。

イ 令和6年度事前相談チェックシート

※指定様式・記載例を確認してください。

ウ 留意事項

ア) 県への相談前に申出者(運営事業者)自ら計画地の市役所又は町村役場に設置計画の説明等を行い、計画地市町村担当者の意見を確認して、その内容を設置事前相談書の所定欄に記入してください。

イ) 土地(建物)所有者等と十分調整し、合意を得てください。設置事前相談書には合意書等を添付してください。

なお、選定された計画における計画地の変更は認められません。(敷地の拡張等の一部変更はこの限りではないものとします。)

また、複数の事業者から同一の土地(建物)を利用した設置計画が提出された

場合において、受付期間内に調整できないときは、その土地（建物）を利用した設置計画全てを認めないものとします。

ウ) 各計画については平成25年3月27日付け高介第2516-2号「埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法施行条例の県独自基準の施行について（通知）」（別添2）3

（4）の内容を満たすとともに、介護付有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置計画の策定にあたっては、「埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合した内容としてください。

エ) 事前相談チェックシートにより、内容及び関係書類の添付等を確認の上、チェックシートを付けて提出してください。

（4）応募数の制限

同一事業者が同一の老人福祉圏域において複数の設置案件を応募する場合、その合計が受付可能数を超えて事前相談書を提出することはできません。

1つの設置案件であれば受付可能数を超えて事前相談書を提出することができます。

《例1》〇〇圏域受付可能数100人とした場合

（甲）事業者【計画1】（甲）施設A＋（甲）施設B ≤ 100人 ⇒複数提出可

（甲）事業者【計画2】（甲）施設A＋（甲）施設B > 100人 ⇒複数提出不可

《例2》〇〇圏域受付可能数30人とした場合

（乙）事業者【計画3】（乙）施設（定員80人） > 30人 ⇒提出可

2 選定方法等

（1）選定における優先順位

別に定める「令和6年度特定施設入居者生活介護〔混合型〕の事前相談における設置計画の選定基準」により優先順位を決定し選定します。

なお、選定にあたっては、設置計画が「埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針」など対象施設の関係基準等に適合したものであることを前提とします。

（2）選定結果の通知

提出された設置事前相談書を審査し、選定結果を設置事前相談書提出者へ通知します。また、あわせて選定結果を県ホームページで公表します。

3 選定された設置計画の実施者の責務

選定された施設は、原則として各関係法令に基づく必要な届出等の手続きを選定後1年以内に完了するとともに、施設の整備完了後は速やかに特定施設入居者生活介護の事業者指定を受け開所しなければならないものとします。

また、採択された設置計画を取りやめる場合や開所後事業譲渡する場合は、速やかに県（高齢者福祉課）に書面等により報告してください。

なお、取りやめ等を行った実施者については、その後の選定における優先順位に影響しますので、計画の提出の際はご注意ください。